

(別紙9)

住宅ローン

全疾病保障団体信用生命保険概要

○全疾病保障団体信用生命保険（以下「全疾病保障」という。）、は、お客さまを被保険者とする団体信用生命保険に、3大疾病（がん、急性心筋こうそく、脳卒中）、5つの重度慢性疾患（高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎）およびその他の病気・ケガを付加した保険で、所定の支払事由に該当した場合に、保険金および診断給付金が支払われます。保険金および診断給付金は、住宅ローンの一括返済または一定期間の約定返済額に充当されます。

注. 「その他の病気やケガ」とは3大疾病および5つの重度慢性疾患を除く病気やケガをいいます。

○病気やけがで入院した場合や、女性配偶者が女性特有のがんと診断された場合（以下「奥さま保障」という。）は、所定の一時金が支払われます。

項目	内容
1. 保険会社	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡、高度障害、がん保障 カーディフ生命保険株式会社 ・急性心筋こうそく、脳卒中、5つの重度慢性疾患保障、その他の病気やケガ、病気やケガによる入院、奥さま保障 カーディフ損害保険株式会社
2. 保険契約者	当行
3. 被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・全疾病保障をセットするお客さま 加入時年齢が20歳以上45歳以下（付保年齢は80歳以下） ・全疾病保障をセットするお客さまの配偶者が女性の場合、奥さま保障を付加できますが、配偶者の付保年齢は81歳以下に限ります。
4. 保険金受取人	当行
5. 保障開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡、高度障害保障 ご融資実行日 ・がん保障 ご融資実行日から90日を経過した日の翌日 ・急性心筋こうそく、脳卒中、5つの重度慢性疾患保障、その他の病気やケガ、病気やケガによる入院、奥さま保障 ご融資実行日から3ヵ月を経過した日の翌日
6. 保険金支払事由および支払われる保険金額	<p>(1) 被保険者において次の支払事由が発生した場合は、住宅ローン借入金残高相当額が支払われます。</p> <p>A. 死亡した場合（被保険者が生死不明で、保険会社が死亡と認定した場合を含みます。）</p> <p>B. 保障開始日以降の傷害または疾病が原因で、次の高度障害状態になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 両目の視力を全く永久に失ったもの b. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの c. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの d. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの e. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの f. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの g. 1上肢を手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの h. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの

項 目	内 容
<p>6. 保険金支払事由 および支払われ る 保 険 金 額</p>	<p>C. 保障開始日以降に悪性新生物（がん）に生れて初めて罹患し、医師による病理組織学的所見により診断確定された場合（ただし、「上皮内がん」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は除きます。）</p> <p>D. 保障開始日以降に、急性心筋こうそくを発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断された場合</p> <p>E. 保障開始日以降に、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合</p> <p>F. 保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患のいずれかにより、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態（以下「就業不能状態」といいます。）となり、その日から12ヵ月間を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合</p> <p>G. 保障開始日以降に、がん、急性心筋こうそく、脳卒中および5つの重度慢性疾患以外の病気やケガにより就業不能状態となり、その日から12ヵ月間を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続した場合</p> <p>(2) 被保険者において次の支払事由が発生した場合は、次のとおり毎月のローン返済額も支払われます。（年間支払額の上限は2,400万円となります。）</p> <p>A. 急性心筋こうそくの場合</p> <p>a. 支払事由 ご融資実行日以降に被った急性心筋こうそくにより保障開始日以降に就業不能状態に陥り、その状態が継続し、ローンの約定返済日が到来した場合</p> <p>b. 保険金額 最長2ヵ月間（保障期間を通算して36ヵ月間が支払限度となります。）を限度として毎月のローン返済額が支払われます。</p> <p>B. 脳卒中の場合</p> <p>a. 保険金支払事由 ご融資実行日以降に被った脳卒中により保障開始日以降に就業不能状態に陥り、その状態が継続し、ローンの約定返済日が到来した場合</p> <p>b. 保険金額 最長2ヵ月間（保障期間を通算して36ヵ月間が支払限度となります。）を限度として毎月のローン返済額が支払われます。</p> <p>C. 5つの重度慢性疾患の場合</p> <p>a. 保険金支払事由 ご融資実行日以降に被った5つの重度慢性疾患のいずれかにより保障開始日以降に就業不能状態に陥り、その状態が継続し、ローンの約定返済日が到来した場合</p> <p>b. 保険金額 最長12ヵ月間（保障期間を通算して36ヵ月間が支払限度となります。）を限度として毎月のローン返済額が支払われます。</p>

項 目	内 容
<p>6. 保険金支払事由 および支払われ る 保 険 金 額</p>	<p>D. その他の病気・ケガの場合</p> <p>a. 保険金支払事由 ご融資実行日以降に被ったがん、急性心筋こうそく、脳卒中および5つの重度慢性疾患以外の病気やケガにより、保障開始日以降に就業不能状態に陥り、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合</p> <p>b. 保険金額 最長 12 ヶ月間（保障期間を通算して 36 ヶ月間が支払限度となります。）を限度として毎月のローン返済額が支払われます。</p> <p>(3) 被保険者において次の支払事由が発生した場合は、次のとおり一時金が支払われます。</p> <p>A. 入院一時金</p> <p>a. 被保険者 全疾病保障をセットするお客さま</p> <p>b. 保険金支払事由 ご融資実行日以降に被った病気やケガにより、保障開始日以降に入院を開始した場合</p> <p>c. 保険金額 1 回の入院に対して 10 万円（保障期間を通じて、12 回が支払限度となりますが、前回一時金が支払われた入院が終了した日の翌日から 180 日以内に前回と同一の原因で再び入院した場合は、前回と継続した同一の入院として取扱われます。）</p> <p>B. 奥さま保障一時金</p> <p>a. 被保険者 全疾病保障をセットするお客さまの女性配偶者</p> <p>b. 保険金支払事由 女性配偶者が保障開始日以降に、女性特有の悪性新生物（がん）に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見により診断確定された場合</p> <p>c. 保険金額 100 万円（保障期間を通じて、1 回が支払限度となります。）</p> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奥さま保障は女性配偶者の年齢が 82 歳に達した場合は保険金の支払い対象となりません。 ・ 奥さま保障を付帯する場合、女性配偶者の方が「奥さま保障にかかる告知書兼加入同意書」をご提出いただく必要があります。 ・ 奥さま保障の対象となる女性配偶者は被保険者（債務者）の法律上の婚姻関係にある配偶者または事実上婚姻関係にある配偶者をいいます。
<p>7. 保 険 料</p>	<p>不 要 注. 住宅ローンの融資利率は、年 0.5% 上乗せとなります。</p>
<p>8. そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部お取扱い対象外の商品がございます。くわしくはローン窓口までお問い合わせください。 ・ 保険金、診断給付金のお支払いには制限条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」の契約概要等を必ずご確認ください。